## 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)に基づく 令和5年度以降の取組の推進について

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(令和3年7月30日閣議決定)の「第5 過労死等防止対策の数値目標」の記載に基づき、メンタルヘルス対策の数値目標について、第14次労働災害防止計画を踏まえた目標の達成に向けて取組を推進します。

## 第5 過労死等防止対策の数値目標

(略) また、4から6までの数値目標については、第14次労働災害防止計画(令和5年度から令和9年度まで)において 新たな数値目標が設定された場合には、その目標の達成に向けた取組を推進する。

## 令和5年度以降の取組の数値目標 令和4年度までの取組の数値目標 4 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の 4 メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を 割合を80%以上とする(令和4年まで)。 80%以上とする(令和9年まで)。 5 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職 使用する労働者数50人未満の小規模事業場にお 場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の けるストレスチェック実施の割合を50%以上とす 割合を90%以上とする(令和4年まで)。 る(令和9年まで)。 6 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、 6 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果 を活用した事業場の割合を60%以上とする(令和 悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を 50%未満とする(令和9年まで)。 4年まで)。

なお、令和4年度までの取組の数値目標の5、6についても、次回大綱の見直しが行われるまでフォローアップしていきます。